

<20年度>趣旨

〔第1問〕

設問1は、特許権者が特許権の**存続期間**全部に対応する実施料全額の一括支払を受けて**専用実施権**を設定した場合における特許権者及び専用実施権者の**差止請求権**（特許法第100条第1項）及び**損害賠償請求権**に関する理解を問うものである。専用実施権を設定した特許権者の差止請求の可否について判示した最高裁判所の判決（最判平成17年6月17日民集59巻5号1074頁）を踏まえた論述が求められる。

具体的には、丁が製造販売するB傘が、甲発明の**技術的範囲**（特許法第70条）に属するかどうかをまず検討した上で、甲発明の特許権者甲が、丁に対し、B傘の製造販売の差止め及び損害賠償を請求することができるかどうか、甲から専用実施権の設定を受けた乙が、丁に対し、B傘の製造販売の差止め及び損害賠償を請求することができるかどうか等について、本問の事実関係に即して論じなければならない。

設問2の1は、**通常実施権者**が**特許無効審判**の請求人適格（特許法第123条第2項）を有するかどうかについて問うものである。<無効審判は権利の帰属を除き誰でも請求できる>また、設問2の2は、特許を無効とする**審決**が確定した場合、特許権は初めから存在しなかったものとみなされること（特許法第125条）との関係で、小問（1）では、通常実施権者が、特許権者に対し、既払の実施料の返還を請求することができるかどうかについて、小問（2）では、特許権者が、通常実施権者に対し、当該審決の確定前の期間に対応する実施料の未払分の支払を請求することができるかどうかについて、それぞれ問うものである。